

平成 29 年 11 月 10 日

各 位

会社名 マルマン株式会社
代表者名 代表取締役社長 金 在昱
(コード番号：7834)
問合せ先 常務執行役員 玄 周容
(TEL：03-3526-9970)

訴訟の判決の確定に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 3 日付「訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」及び平成 29 年 10 月 25 日付「訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ」で公表しましたとおり、株式会社MAGねっとホールディングス（以下、「原告」といいます。）を被控訴人として、当社の貸付債権を求める求償金請求訴訟（控訴審）を東京高等裁判所に提起しましたが、控訴審では、第 1 審の原告の請求を棄却し、当社の主張を全面的に認める当社勝訴の判決が言い渡されました。当社は、上告期限である平成 29 年 11 月 9 日までに上告手続きがなされていないことを確認した結果、本日、当該判決が確定いたしましたのでお知らせいたします。

今後の見通し

控訴審判決が確定したことにより、当社の貸付債権と当社が原告に対して負担する求償債務は対当額で相殺され、当社の原告に対する債務は解消いたします。

なお、当社は第 1 審判決を踏まえ、平成 29 年 9 月期第 1 四半期連結及び個別決算において貸倒引当金繰入額 211 百万円を特別損失に計上しておりましたが、判決が確定したことにより平成 29 年 9 月期決算において当該貸倒引当金の計上を取崩しいたします。

その他本件に伴う当社業績への影響について現在調査中であり、今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以上